

## 三浦造船佐伯図書館公衆無線LAN利用規約

### 第1条（目的）

この規約は、三浦造船佐伯図書館（以下「図書館」という。）利用者が、情報を取得するための利便性の向上を図るために、図書館が整備した無線によりインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

### 第2条（サービスの内容）

無線LANを利用しようとする者は、次条に規定する無線LANを利用してインターネットに接続することができる。

### 第3条（利用場所及び利用時間）

無線LANを利用することができる場所及び時間は、別表1のとおりとする。ただし、利用時間については、イベント等の実施に合わせ変更することができる。

### 第4条（利用者の資格）

利用者は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、図書館が特に必要があると認めるときにはこの限りではない。

### 第5条（無線LANの利用）

利用者は、利用に当たり次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) Wi-Fi機能を搭載したスマートフォン等。
- (2) スマートフォン等の附属機器等に供給する電源。
- (3) Webブラウザ等

2 無線LANの利用料金は無料とする。

### 第6条（利用の手続き）

無線LANの利用を希望する者は、本規約に同意のうえ、図書館貸出券を提示により利用の申込を行う。

### 第7条（利用の承認）

前条の規定による利用申し込みがなされた場合は、利用を承認する。

### 第8条（パスワードの管理）

- (1) 利用パスワードは随時変更する。この場合、利用者はあらためて第6条に規定する利用の手続きを行うものとする。
- (2) 利用者は、当該無線LANのパスワードを他の者に知らせてはならない。
- (3) 利用者のパスワードの管理不十分、使用上の過誤による第三者からの不正アクセス等により発生した損害の責任は利用者が負うものとし、図書館は一切の責任を負わない。

## 第9条（利用者承認の取り消し）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止又は取り消すことができる。

- (1) 第10条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げるほか、本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切と図書館が判断した場合

## 第10条（禁止事項）

利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者のプライバシー権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害する恐れのある行為
- (2) 前号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは図書館に不利益又は損害を与える行為及び与える恐れのある行為
- (3) 誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはその恐れのある行為
- (6) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
- (8) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて、又は無線LANに関連して使用し、又は提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売その他の目的で、特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (10) ファイル共有ソフトの使用及び著しく大量なデータの通信
- (11) ゲーム・電子商取引等公共の施設では相応しくない行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反する恐れのある行為又は図書館が不適切であると判断した行為

2 前各号に該当する利用者の行為によって図書館、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、図書館は一切の責任を負わない。

## 第11条（利用の中止）

図書館は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者へ周知することなく、無線LANの利用を中止する。

- (1) 無線LANシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電、その他の非常事態により、当無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 無線LANシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) 前三号に掲げるもののほか、図書館が無線LANの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合

2 無線LANの利用の中止により、利用者または第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わ

ず、図書館は一切の責めを負わない。

## 第12条（免責）

- (1) 図書館は、無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わない。
- (2) 無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染症による被害、データの破損、漏洩その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、図書館は一切責任を負わない。
- (3) 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担する。
- (4) 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。無線LAN接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、図書館は一切責任を負わない。
- (5) 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、図書館は一切の責任を負わない。
- (6) 図書館は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限すること等ができる。

## 第13条（本規約の変更）

図書館は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

## 附則

本規約は、令和2年8月1日から施行する。

別表 1

利用可能場所	利用可能時間
雑誌・新聞コーナー	図書館開館時間
学習室	

別表 2

パスワードの変更日	随時
-----------	----